

沖縄県青少年保護育成条例

(表彰関係条文の抜粋)

(昭和 47 年 5 月 15 日条例第 11 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、青少年の健全な育成を図るため、これを阻害するおそれのある行為を防止し、青少年のための環境を整備することを目的とする。

(表彰)

第 8 条 知事は、青少年の健全な育成を図るため、必要があると認めるときは、次に掲げるものを表彰することができる。

- (1) 青少年を健全に育成するために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの
- (2) 青少年又はその団体で、その行動が他の模範になると認められるもの
- (3) 業者又は団体で、第 1 条の目的に従い自主的に規制を設けて、青少年の保護に積極的に協力し、青少年の健全な育成に寄与するところが特に大であると認められるもの